

## 山梨県オリジナル品種産地確立事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、果樹のオリジナル品種を県内の産地へ速やかに普及し、他県の競合産地と差別化できる本県独自のブランドとして定着させるため、山梨県オリジナル品種ブランド化推進会議（以下「推進会議」という。）が実施する山梨県オリジナル品種産地確立事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金等の交付の対象となる経費及びその補助率)

第2条 前条に規定する事業の補助対象経費及びその補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金等交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第3条 推進会議は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）を事業開始前に知事に提出しなければならない。

2 推進会議は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについてはこの限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により推進会議に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更は除く。）をしようとするときは、変更承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 知事は、第3条により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- (5) 知事は、第3条ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金の交付方法)

第6条 補助金は精算払いとする。ただし、知事が必要があると認める場合には、推進会議に対し、概算払いにより交付することができる。

2 推進会議は、前項の規定により概算払いを受けようとする場合は、概算払請求書(様式第5号)を知事に提出するものとする。

(実績報告書の様式、提出期限)

第7条 推進会議は、当該事業が完了した日若しくは事業の廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

2 推進会議は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けた場合においては、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、推進会議へ通知するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 推進会議は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第7号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の保管)

第10条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 山梨県オリジナル品種ブランド化推進事業費補助金交付要綱は、廃止する。ただし、山梨県オリジナル品種ブランド化推進事業費補助金交付要綱に基づき交付された補助金については、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

## 別表

補助区分	補助対象経費	補助率	軽微な変更
山梨県オリジナル 品種産地確立事業	1 優良品種・系統苗木 生産活動費 (委託費、消耗品費)  2 消費者ニーズ把握 調査費 (消耗品費)  3 需要拡大活動費 (旅費、消耗品費、印 刷製本費)	当該経費の 2分の1以内	1 補助対象経費の各費目間 において、いずれか低い額 の20%以内を増減させる 場合  2 補助事業の目的の達成に 支障をきたさない事業計画 の細部の変更であって、交 付決定を受けた補助金の額 の増額を伴わない場合